

別記第101号（第142条第5項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

報 告 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求は、理由があると認め、下記のと通りの処分をしたので、報告します。

記

1 不動産所在事項

2 処分の内容（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第102号（第143条第1項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

法務局長 殿

法務局 出張所
登記官

職印

意 見 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求については、下記のとおり理由がないと認められるので、不動産登記法第157条第2項前段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、事件を送付します。

記

1 不動産所在事項

2 理由（具体的かつ詳細に記載すること。）

別記第103号（第143条第4項関係）

日記第 号
令和 年 月 日

審理員 殿

法務局長

職印

送 付 書

下記不動産の令和何年何月何日受付第何号の何登記申請事件についてされた審査請求について、不動産登記法第157条第2項後段の規定に基づき、審査請求書及び関係書類を添えて、登記官の意見を送付します。

記

不動産所在事項

別記第104号（第144条第2項関係）

裁 決

住所
審査請求人

令和 年 月 日受付第 号の 登記申請（申出）事件の却下処分に関する審査請求について次のとおり裁決する。

なお、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません（なお、裁決の送達を受けた日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなりますので御注意ください。）。

1. 主文
2. 事案の概要
3. 審査関係人の主張の要旨
4. 理由

令和 年 月 日

法務局長

職印